

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 第10回電気料金審査専門小委員会

日時 平成25年12月24日（火）10：01～12：18

場所 経済産業省本館17階 国際会議室

1. 開会

○片岡電力市場整備課長

それでは、定刻になりましたので、第10回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電気料金審査専門小委員会を開催させていただきます。

本日は、ご多忙のところ、委員及びオブザーバーの各位におかれましては、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日、中部電力からは説明者として勝野取締役副社長にご出席いただいております。

それでは、以後の議事進行は安念委員長をお願いいたします。

○安念委員長

ありがとうございます。

2. 電気料金審査専門小委員会における指摘事項について

○安念委員長

それでは、お手元の議事次第に従って進めてまいります。

本日のアジェンダは2つでして、まず第1に、電気料金審査専門小委員会における委員等からの指摘事項について、事務局及び中部電力からご説明をいただきます。第2に、個別の原価等の質疑応答、それから審議を行うわけですが、それがまた3つに分かれておりまして、1つ、設備投資関連費用、2つ、公租公課、3つ、費用の配賦・レートメイクでございます。

それでは、1つ目の議題に入りたいと思います。

まず、これまでの委員会で出された指摘事項について事務局からご説明をいただきまして、その後、中部電力からそれに対する回答をいただきたいと思います。

それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

○片岡電力市場整備課長

資料の3の1枚紙をごらんいただければと思います。

右側のほうに、今回の回答か、次回以降の回答かというのが整理しておりますけれども、まず1番目、財務の状況と値上げの必要性の関係について、わかりやすく説明してほしい。今回、後

ほど回答がございました。

それから、飛んでいただきまして、修繕費の関係、5番目ですけれども、浜岡3号の高経年化技術評価に係る費用。それから、修繕費のうちの配電部門の実績と原価、あるいは効率化の織り込み額をわかりやすくしてほしいというもの。それから、8番ですけれども、高圧絶縁電線劣化更新、スマートメーター導入、太陽光連系に伴う電圧変動対策を除いた、配電部門の取替修繕費の推移について。それから9番、配電部門の絶縁電線対策について、他社も同様のリスクが生じるのではないかとのご指摘であります。

それから、設備投資の関連費用の10番、11番、12番、これは後ほど個別論点のほうで説明がございましたけれども、浜岡の再稼働のための費用の中身、それから設備投資のその他の中身。それから取りかえが必要な送電線についての一つ一つ具体的な取りかえの必要な理由についてでございます。13番、これは今回、後ほど説明がありますけれども、特命発注の具体例について、中電仕様になければならない理由というのを教えてほしいという問題。

それから、14番、事業報酬につきましては、これは各論のほうでご説明がございましたけれども、レートベースから繰延税金資産を除いている理由は何かというようなご質問。

それから、最後にその他経費でありますけれども、普及開発費以外のその他の費用も含めて、実績と今回の原価の比較を出してほしいというご指摘でございます。

以上です。

○安念委員長

ありがとうございました。

それでは、引き続き中部電力さんからご説明をお願いいたします。大体10分くらいでお願いしてよろしゅうございましょうか。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

中部電力の勝野でございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

お手元の資料4でごらんいただきたいと思います。これまでのこの委員会におきまして、余剰金がありながら値上げをする必要性をわかりやすく説明しなさいとのご指摘や、取替修繕費の推移などにつきまして、ご質問をいただきましたので回答をさせていただきます。

まず最初に、指摘事項1の回答として、電気料金の値上げをお願いするに至るまでの背景などについて、ご説明いたします。

3ページをごらんください。

背景につきましては、これまでのご説明と繰り返しになる部分があり恐縮ですが、説明させて

いただきます。

このスライドでは、浜岡原子力発電所の全号機停止以降、燃料費が大幅に増加しており、赤字決算が継続している状況をお示ししております。

次のページをごらんください。

こちらの図は、平成23年度以降の経常収支につきまして、22年度の実績と比較して分析したものでございます。平成23年度以降は、火力燃料費の増加により収支が悪化する一方で、燃料費調整による電灯電力料収入の増加や退職給与金などの費用の減少に加え、徹底した経営効率化によるコストダウンに努めてまいりましたが、依然として厳しい経営状況が継続していることをお示ししております。

次のページをごらんください。

こちらのグラフは、当社のコスト構造の推移をお示ししております。当社では経営効率化の取り組みを以前から進めており、その成果として、設備関係費やその他の費用については、平成12年の電力部分自由化以降、22.6%減少しております。また、平成12年度以降、5回にわたる電気料金の引き下げにより、こうした経営効率化の成果をお客さまにお示ししてまいりました。

6ページでは、コスト構造について他社との比較を行っておりますので、ごらんください。

当社は、設備関係費やその他の費用の削減に努めることで、化石燃料価格の高騰時であっても、電力10社平均以下のコストを実現してきたことをお示ししております。

次のページをごらんください。

浜岡原子力発電所の全号機停止以降、低下した供給力に対し、火力発電電力量を増加させることで補っておりますが、これにより火力燃料費が年間で3,000億円程度増加いたしました。この火力燃料の消費量が増大した影響は、燃料費調整制度では電気料金に反映されないことから、収支悪化の大きな要因となっております。加えて、燃料価格の上昇や円安の進行により、さらに収支が圧迫される状況となりました。

次のページをごらんください。

このような厳しい収支状況に対し、一日でも長く現行の料金水準を維持できるよう、浜岡停止後の平成23年5月に経営効率化推進会議を、25年4月には経営効率化緊急対策本部を設置して、効率化をより一層加速・徹底してまいりましたが、先ほど申しましたように、燃料価格の上昇や円安の進行により収支の改善が困難な状況であると判断いたしました。

続きまして、皆様方からのお声として頂戴することが多い、内部留保があるのになぜこの時期に値上げをするのかという点につきまして、ご説明させていただきます。

10ページをごらんください。

剰余金は、経営効率化の取り組みを含めた過去の事業活動から生じた利益であり、発電設備・送電設備などの取得のための資金として活用しております。剰余金、内部留保と申しますと、現金がたんす預金のように貯め込まれているというふうに感じられますが、このように既に資産を取得するための資金として使っており、会計上のルールでは、貸借対照表上に金額が計上されていますが、現金として手元に残っているわけではありません。これは、金融機関からお金を借りて発電設備を建設した場合に、借入金という現金が手元に残るわけではなく、既に発電設備に形を変えているのと同じであります。したがって、事業活動に必要な資金が不足する分は、実際の現金ではない剰余金では賄うことができず、金融機関からの借入などにより資金を調達する必要が生じます。

次のページをごらんください。

剰余金を保持することによってのメリットであります。一般的に次のような効果がございます。まず1つ目、無利息の自己資金として設備投資などに充当することで、支払利息を低減するとともに、有利子負債の削減により財務体質の改善が図られ、取引上の信用が向上することにより、資金の調達金利も低く抑えることができました。また、特に、浜岡停止後の厳しい収支状況においても、この信用力によって事業活動に不足する資金を借入金などで調達することができたため、これまでは現行の料金水準を維持することができました。

次のページをごらんください。

お客さまに電気を安定的にお届けするためには、発電所や送電鉄塔といった膨大な設備を建設する必要がありますが、そのための資金調達は、現状では主に借入に依存せざるを得ない状況にあり、随時借り換えを行いながら、長い期間をかけて返済しております。加えて、赤字に伴い不足する資金につきましては、借入金によって穴埋めをすることとなり、このような状況が継続するとますます借入金が増え、支払利息の増加が続き、経営の健全性を毀損することになります。

次の13ページに実際の資金調達額、14ページに有利子負債の状況を説明しておりますが省略させていただいて、次に15ページをごらんください。

こちらでは、改めて電気料金の値上げをお願いする理由を整理しております。当社は3期連続の赤字が避けられない状況にございますが、このまま具体的な収支改善の見込みが得られない場合には、金融機関に不良債権と判断され、新規の融資を受けられなくなり、資金調達が極めて困難になる可能性が高まります。また、燃料調達において銀行の信用状の提出を求められるなど、燃料調達や資材調達等にも支障が出る可能性も出てまいります。このため、電気事業を健全に運営し、お客さまに電気を安定してお届けするためには、誠に心苦しい限りではございますが、電

気料金の値上げについてお願いせざるを得ないとの判断に至ったわけでございます。

このような当社の状況について、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次のページをごらんください。

今回の料金値上げにあたりましては、人件費の削減や調達価格の削減といった経営効率化を反映し、可能な限り電気料金の値上げ幅の圧縮を図っております。改めてご理解を賜りますようお願い申し上げます。

続いて、17から19ページの説明は割愛させていただきまして、次の指摘事項への回答に移らせていただきます。

20ページをごらんください。

指摘事項5にあたります、浜岡3号機の高経年化技術評価についてご説明いたします。原子力設備のうち、浜岡3号機については、平成29年に運転開始30年を迎えることから、省令に基づき、機器及び構造物の経年劣化に関する技術評価を実施する必要があります。このため、原子炉内構造物点検など、複数項目の点検を平成27年度に総額35億円を計画しております。工事費の内訳は各点検項目の右側に記載してございます。

21ページをごらんください。

次に、指摘事項の6、7、修繕費内訳についてでございます。修繕費の前回資料におきまして、火力修繕費と配電修繕費の一部に諸元から転記誤りがございましたので訂正させていただいております。訂正箇所は太字の斜め字で記載しております。また、前回資料では、主要設備のみの記載でしたが、効率化額の内訳がわかるよう、新エネルギー、業務設備を追加し、全ての設備について記載しておりますのでご確認ください。こちらは網掛けした部分になります。

24ページをごらんください。

取替修繕費の推移についてご説明いたします。こちらにございますように、取替修繕費は増加する傾向にございます。料金算定期間におきましてはスマートメーターの導入、太陽光連系に伴う電圧変動対策、経年劣化対応により増加しております。経年劣化対応におきまして、高圧絶縁電線以外に、開閉器、引込線の取り替え費用が増加しております。

次のページ以降に、開閉器、引込線の経年取り替えの概要を記載しておりますが、説明は割愛させていただきます。

次の指摘事項の回答です。29ページをごらんください。

29ページでは、高圧絶縁電線劣化更新は、他社も同様のリスクが生じているのではないかとの内容でございましたが、他社さんによってはアルミ線を利用されているということも申し上げましたが、現況、他社の状況まではなかなか知り得ませんので、本事象の発生メカニズムと、当社

の対応計画についてご説明させていただきます。

まず、断線発生メカニズムについてご説明いたします。

次のページをごらんください。

実際に切れた電線を調査した結果、高圧絶縁電線のスリーブカバーやテーピング内に雨水が滞留し、電線導体が応力腐食割れにより断線に至ることがわかりました。これらの電線は、OC-Wと呼ばれる電線では施設後30年を超過、OEと呼ばれる電線では施設後40年を超過すると、断線リスクが高くなることも判明しております。いずれも対策品の開発を行い、OC-Wについては、点検して張り替えかカバーの取り替えかを個別判断してまいりました。OEにつきましてはテーピング補修箇所を張り替えしてまいります。

その計画を31ページ、32ページに記載してありますので、ごらんください。

次に、33ページをごらんください。

当社独自仕様により特命発注している機器についてご説明いたします。これまで当社は、機器等に求める基本仕様を公的規格等に準拠させるとともに、他電力と規格統一を図ってきたことなどにより、当社独自の仕様の追加に起因して特命発注としている機器などは、この表に限られてきております。特命発注としている機器などにおいても、取り扱い数量が多く、新規取引先の発掘等が有効と考えられるものを中心として、公募を進めるなど、できる限り競争発注が可能となるような環境を整備してまいります。

続く34ページは、基本仕様の電力間統一や、公的規格との統一への取り組み、35から36ページはこれまでに規格統一を実施してまいりました機器等を記載しておりますが、説明は割愛させていただきます。

37ページをごらんください。

次に、指摘事項15に対しまして、その他経費・控除収益の原価・実績を表のとおり追記させていただきました。

次のページに、普及開発関係費の原価・実績を追加記載させていただきました。

前回いただいたご質問に対する回答については、以上のとおりでございます。

ありがとうございました。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局と中部電力からのご説明につきまして、ご質問、ご発言のある方、どなたからでも結構ですので、どうぞお願いいたします。

河野さんからよろしいですか。どうぞ。

○河野全国消費者団体連絡会事務局長

ご説明ありがとうございました。私は初回から、財務状況と値上げの必要性の関係について、消費者にもわかるように説明していただきたいとずっと申し上げてまいりまして、今回、丁寧なご説明をいただいたと思っておりますし、かつ誠実にご回答いただいたというふうに思っております。

企業としては、本当に社会的責任を果たすために健全な経営というのは非常に大事であって、そのために、やはりスライドの15番に書いてあるとおり、信用力というのは絶対低下してはいけないと。これはもう社会の中では当然のことだというふうに理解すべきことだと思っています。ただ消費者は、これまで値上げの局面が三十数年間なかった。ずっと値下げをしていただいて、値下げのときはもう余り中身については、私たちも深く考えてきませんでした。いざ値上げということになったら、改めてその電気料金の仕組み、どういうふうに電気料金って計算されて、私たちは払うことになるんだろうと、改めて今回しっかりと学ぶ機会になったというふうに思っています。

そういうふうに見たときに、電力事業というのが巨大な装置産業というか、スイッチを押せば電気がぱっとつくという目先の部分だけではなくて、背後に燃料調達から、それから送電線も含めた非常に大きな装置を抱えているんだと。その維持・管理のために非常にお金がかかるんだということを、私はここの場で勉強させていただいたんですが、なかなか多くの消費者にとってみると、その部分が見えてこない。なので、なぜ、何て言うんですか、言葉はちゃんと正しく内部留保といいましょうか、剰余金があるのに、この部分が値上げの抑止力にならないのかというふうに思ってしまったのだと思っております。このあたりは、私たちの読み解く力といいましょうか、受けとめ方ということも考えていただいて、丁寧に丁寧に、今回の資料等でご説明いただければというふうに思っております。

恐らく会社の信用力を保つということが、中部電力さんの存続というふうに置きかえて理解されてしまって、そのために何か電気料金を多く払うことになるんじゃないかと。変なふうな読み違いが生じているような気もしております。中部電力さんが健全な経営を保つということが、ひいては私たちが安心して電気を使えるということにつながるんだというところを、上手にご説明、今後もいただければというふうに思っております。

今後お願いしたいことは、本当に効率化を含めましたゆめめ経営努力を続けられて、消費者にもわかりやすい情報提供をしていただきたいというふうに思っております。

それで1点なんですが、16番のスライドに、経営効率化として、今回書いていただきました競争的発注の拡大等による調達価格の削減ということで、これまで随意契約でやられていた部分を

競争入札にするということだというふうに思いますけれども、先週末、東京電力さんのほうで、電気送電関係の電気工事に関して、カルテルといいたいでしょうか、ある程度の価格の談合というのがあったというふうな報道を伺いました。私たち消費者から見ますと、随意契約よりも競争入札のほうがきっと効率化には競争意識が働いて、少なくとも、多少なりとも価格は下がるであろうというふうに思っておりましたけれども、まだそんなふうな状況が残ってしまうということは非常に残念に思っております。他社さんのことなんですが、今後、中部電力さんのほうで競争入札を入れられる際は、関連の会社さんとも本当に、全てが効率化に向けてしっかり努力をするという視点で頑張っていただければというふうに思っております。

以上です。

○安念委員長

ありがとうございました。

どうですか。今回の資料で大体説得できそうですか。河野さんご自身は相変わらずずっとよくわかっておいでだったんだけど、河野さんの背後にいらっしゃる幾十万のコンシューマーの方々に、それは貯金があるんだろうと。それから、それをすり合わせてから値上げしろよって、いわばある意味で素朴な感情としては極めてもっともなんですが、どうですか。今回の資料ぐらいで、何とか説明可能なレベルに達しましたか。

○河野全国消費者団体連絡会事務局長

資料という意味では、非常に誠実な資料だというふうに思います。ただ、どういう立場でこれをお話しになるかによって、大分受け取り方が違うと思います。あとは伝え方といいたいでしょうか、何といいたいでしょうか、うまく申し上げられないんですけど、真摯にお伝えするしかないのかなというふうに思っております。最終的に会社の信用力ということをお書きにならなければ、うそを言うことに、ある部分を隠したことになりますし、そこが本当は会社の経営に一番大事なところなんだと、中部電力さんが思っているから、そのことはやっぱり胸を張ってご説明することが大事なかなと。あとは今後の経営姿勢を見てくださいというふうなあり方でいいのではないかなと私は思いますが、楓さんはどうでしょうか。

○安念委員長

じゃ、後ほど伺いましょう。

辰巳先生、松村先生、その次、楓さんにコメントしていただきましょう。

○辰巳委員

ありがとうございます。一つは今の河野さんのお話に絡むんですけども、例えば10ページでいいんだと思いますが、これで震災以前の剰余金から、25年度の末にはこのくらいに減っちゃい

ますよという、その絵だと思うんですけども、ここがやっぱり私としては、ご説明にさらに追加するのに、なかなか難しいとは思うんですけども、適正な剰余金のあり方というのかな、そこら辺が、それは多いにこしたことはないのはとてもよくわかります、経営上は。だけれども、このせめぎ合いの中での適正な剰余金というのが果たしてこれでいいのかという点で、ないと困るとおっしゃっていますが、最低どのぐらいが必要なのか、この絵ではちょっとわからないんですよ。現状、減ってきて困っているというお話はとてもよくわかりましたけれども、そのあたりというのはご説明いただけるものなのかどうかというのが1つの疑問というか、最低もう頑張っこのくらいあれば持続的にやっていけますという、先ほどのご説明との間のところの辺がちょっと欲しいなというふうに思った次第です。多分、設備費などの、投資していく費用のところとの関係で何となく示していただけるのかなという気もしました。それが一つです。

それから、もう一つは、いろいろ修繕費にお金がかかっているというお話なんですけれども、1つ疑問に思ったことなんですけれども、例えば30ページのスライドで、高圧絶縁電線劣化の発生メカニズムと書いてあって、ここに防水不良とか、不良、不良という単語がいっぱい出てくるんですよ。通常感覚では、これは工事か、あるいは商品そのものかちょっとよくわかりませんが、不良だった場合は、その不良を起こした人の責任であって、不良のために取りかえるのを使用者の側というか、例えば中部電力さんの側の責任になるという考えが、私は納得しにくいなというふうに思ったもので、この「不良」という単語の使い方のちゃんとした説明が欲しいなと思いました。製品にも不良があるということであるならば、やっぱり製品の契約をなさっている相手方の責任ということもあり得るというふうに思いますので、以上2点、ご説明いただきたいと思いました。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

まず、剰余金の適正範囲についてですが、それは資本金を含めた自己資本という形で剰余金と合わせまして、一応3割程度を目指して今まで私どもやってまいりました。利益が出ました分をお客さまに還元する分、剰余金として積み立てる分、あるいは配当に回す分というところで、過去やってまいりました結果、震災前に3割近くまでいったんですけども、今また落ちているというのが実態でありまして、資本金と合わせて3割程度を、1つ目指しております。

それから、2つ目が絶縁電線の防水不良について、配電線の高圧線はお客さまの新增設とかネットワークの繋ぎ替えによって、必ず接続作業を私どもでやっていくことになりまして、1回切って、またそここのところの導体を繋いで、絶縁体を巻いて、テーピングをしてカバーを付けるんですけども、やはりそのテーピングの仕方とカバーのところからどうしても水が入ってしまったというのが実態でございますので、元々製品で悪かったOC-Wというのは、実はWがついた

分だけ水密に強くなる改良品なんですけれども、それ以前のものは製品自体のところで（水が）入る可能性が高くなる。それ以降は、どちらかというと作業によるもので私どものところで対処しているというのが実態でございます。

○安念委員長

よろしゅうございますか。とりあえず。じゃ、また、後ほど何かありましたらお願いします。

じゃ、松村先生。

○松村委員

私は主に修繕費と仕様のことなので、議論の連続性からすると、楓さんに先に言っていただいた方がいいと思います。

○安念委員長

そうですか。わかりました。じゃ、楓さんにさっきの消費者目線のお話はいかがですか。

○楓愛知県消費者団体連絡会代表幹事

立場の違いと申しますか、役割だとか社会的な責任が違いますので、当然のことだと思いますけれども、やはり消費者だとか中小業者からすると、実際問題としてこういうものは必要だとか、いろいろそういうようなものがあつたとしても、それがなかなか思うようにできないのが消費者の生活であります。そういう中で、こういうものが必要だから、これは値上げの中に上積みしていくというような、その辺の、要するに立場発想の違いというのがやはりなかなか払拭できないこの原因じゃないかというふうに思います。

もう1点は、例えば3ページのところに、個別の経常損益の推移というのが出ていますが、これは素人目に言うと、要するになぜ平成22年からなのかと。これ以前の数字というのはどうして出てこないのかなということを感じます。

以上です。

○安念委員長

なるほどね。何か。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

申し訳ございません、22年以前も前々回かどこかで出しておりまして、ここでは22年度と比較したかっただけで、その年度を置いただけなので、他意があつたわけではありませんので、必要であればデータはあります。

それから、河野オブザーバーと楓オブザーバー、両方からご指摘ありました、企業と消費者さんの立場の違いというのはおっしゃるとおりあると思いますし、我々もこれまで説明の足りなかった部分を改めて認識しておりますので、様々なところでコミュニケーションをとりながらしつ

かりご説明していきたいというのと、やはり消費者さん、中小の企業さんがなかなか思うとおりに展開できないということに対しては、引き続きこれは弛まぬ経営効率化を進めていくということを示していくよりないかなと思っていますので、あわせてご指摘いただいたとおりにやっていきたいと思っています。

以上でございます。

○安念委員長

ありがとうございます。では、松村先生、お待たせしました。

○松村委員

まず、言うつもりはなかったのですが、先ほどのご回答で、自己資本3割という話が出てきたので申し上げます。実際に料金の査定でも自己資本3割あることを前提として事業報酬率が出ている。このことから見ても、極めて妥当な回答だと思いますし、実際に中部電力は震災前には自己資本比率はほぼ30%だった。したがって中部電力に文句を言うのは筋違いな気がするのですが、しかし、今の回答のように努力目標と軽く言われると、少し困ります。資本市場の環境が極めて悪いときに、無理やり増資して自己資本比率を3割にしなければいけないという程の必達目標ではないとしても、しかし一方で、自己資本3割に対応する事業報酬をずっと受け取っているわけですから、この事実はきちんと認識していただきたい。消費者に不利益にならない範囲で、最大限の努力をして自己資本比率を少なくとも3割には持って行っていただきたい。震災前よりも自己資本の必要性が下がったということは決してないと思いますので、ぜひお願いします。

本来言いたかったこと、2点申し上げます。

まず、修繕費に関してです。30年たつと、あるいは40年たつと経年劣化の被害が非常に大きく出てきて、修繕をするのに極めて合理的だという説明はよくわかりました。しかし、修繕費に関しては、一般論として、この3年間の原価算定期間にやるべきコストを、料金原価として認めるということなので、そうであるのかを確認する必要があります。

前回、秋池委員が、今まで先延ばしてきたなら今回も先延ばしできなのかという観点で発言された。更に延ばすことが合理的だとすれば、この原価算定期間内にやる必要はないのではないかという観点も確かに重要です。もう一つの観点は、むしろこの原価算定期間よりも前に本来はやるべきであったのにもかかわらず、それを先延ばしして、コストに入れられる今回に入っていないか。不自然に先延ばししてここに集中させていないかということも見なければいけない。

その意味で、経年劣化して更新のコストが必要というのはよくわかりますが、前の年度、あるいはその前の年度に比べて急増する理由の説明としては、これだけでは不足です。実際にこれだけコストがかかるという説明だけでは不十分で、平成25年度あるいは24年度に40年を迎える設備、

あるいは30年を迎える設備はこんなに少なかったのだけれども、26年、27年、28年を迎える設備はこんなに増えますとか、この原価算定期間に急増する根拠が必要です。それは過去の設備投資のタイミングなどの原因があるから、恣意的にこの期間に修繕費を増やしたわけではないとか、コントロールできない要因が原因でこの時期急増するというのが合理的だということを説明していただかないと、実際に修繕が増えていると言っても、それは本来はもっと前にちゃんとやるべきだったものを、その期にやると費用が回収できないから無理やり後ろ倒しにしたのではないかという疑問に答えることにはならない。

その意味では、31あるいは32に出ているものに関して、もしこの耐用年数が仮に30年あるいは40年だったとすれば、ちょうど平成24年から見て30年前、40年前に施工したものがすごく少ないけれども、平成26年から見ると施工したものがすごく多く、ここで急増するのは極めて自然ということを示していただかないと困るが、この資料ではその類のことがわからない。何でこの時期これが増えるのかというのはやっぱりよくわからないし、導入の開始がこれだとすると、さっきの説明とつじつまが合っているようには見えない。これに関しては、やはりこれだけでは納得しかねる部分があるので、何故この時期急増するのかをもう少し説明していただけないでしょうか。

ただ、工事の量が毎年これだけ変わっているという事実があるので、前の年と更新量が変わるのは自然ではないかということは、一般論としては十分よくわかりました。しかし経年劣化に伴う更新投資が前の年に比べて大きく増えるものに関しては、どうして増えるのかがもう少しわかるように説明をお願いします。

それから、次に独自仕様のことに関してです。まず33のスライドがよくわからないのですが、まず、製造メーカーが1社だということに関しては、一般論として製造メーカーが1社しかないケースで特命発注するのは避けがたいことだというのはわかるのですが……

○安念委員長

競争でないという限りではね。

○松村委員

はい。しかし、この製造メーカーが1社だというのは、中部電力に納めるのが1社しかないではなくて、日本全国に同様の部品を納めるのが1社しかないという意味ですね。この1社が、九電にも関電にも東電にも東北電力にも北海道電力にも納めているという、そういう意味でおっしゃっているのですね。まず確認させてください。

それから、2点目。仮に日本全国で1社しかないという状況だったとしても、それで、だから独自仕様というのは理解しかねます。だから特命発注はまだわかるのですが、何故だから独自

仕様なのかというのは、直ちにはわからない。日本全国で1社しかいなかったとしても、それぞれ9社に微妙に違う仕様のものを届ける結果コスト高になるという事態は容易に予想できることなので、1社しかないというだけでは独自仕様の理由にはなりません。どうして独自仕様が必要なのかということを、やはりもう少し説明していただかない。繰り返しますが、1社であることは直ちに独自仕様を正当化しないと思います。

それから、独自仕様により特命発注している主な機器等というので、ほぼこれに限られるのはわかるのですが、独自規格のものはどういうものがあるのかというのがそもそもの問いなので、特命発注していなければ独自発注でもいいという、そういう発想になると困ります。例えば、一般競争入札をしていて、実際に応札してくれるところは2社あるとします。それは特命発注よりはかにましなので、それはそれで高く評価はします。しかし中電仕様となっている結果として2社しか応札できないけれども、もしこれが全国で同じ仕様だったら10社が応札できるという状況だったとすると、2社しかないということになれば、談合のリスクを増やすわけですし、競争によるコスト低減の効果を制約することになるわけですから、特命発注より遙かにましだ、努力はしてくださっているというのはわかるのですが、競争入札しているから独自仕様でもいいということには決してならないはずです。独自仕様による特命発注をしている機器というののリストはこれに限られますと言われても、何故独自仕様なのかという疑問には、答えたことにはならないと思いますので、やはりこれだけ出していただいても困ります。

ただ一方で、今回出していただいたもので、規格統一のためにこんなに努力しているということとは、既に前回でも発電所の例で、私たちが努力を感謝しなければいけないような立派な例を示していただき、今回さらに、各社そろって規格統一に努力していることは出していただいた。これはとてもよかったと思います。それでもなお残るのは何故なのかということを教えていただきたい。それに関しては、例えば、今現在努力していてすぐには変えられないけれども、今後減っていく予定ですかというようなことで、短期的に独自仕様で残っているだけというような類いのものに関してはやむを得ないのかもしれないのですが、そのような説明をお願いします。

それから更に、基本仕様は統一しているという点に関してです。基本仕様の定義によるのですが、例えば基本仕様は国際仕様と同じ。ねじの大きさだとかスクリーンの数だとか角度だとかは全部国際規格と同じです、単にペンキの色が違うだけなんですという、こういう類いのものでコストが急増しているのだとすると、基本仕様が同じだと言われても、それ自身、問題意識に答えていただいたことにはならない。基本仕様以外の特殊仕様がある種の参入障壁になっていない程度のものであるのか、コストを増加させるものではないのかということも、説明をお願いします。

以上です。

○安念委員長

いかがでしょうか。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

2点、ご質問にご回答させていただきます。

1点目の経年の修繕につきまして2つご指摘がございまして、1つ目は、かなり効率化を図ってきて、繰り延べたものがここにどんと乗っていくんじゃないかということは、例えば機器類の寿命をもうちょっと長く使えるとか、点検周期を延ばすとかといったものにつきましては、今回の織り込み期間のものも当然のことながら繰り延べていますので、過去にやった分だけ今回乗っているということではなくて、全部ずっと後ろに引き続き繰り延べていっているという考え方で、そこは何かで出すといえ、点検の手法のものとか、取り替えの経年を出せると思います。

それから、逆に今回コストに入れられる時期から取り替えたのではないかというご指摘について、たまたま今回、配電線の説明を省略させていただいたんですけれども、例えば25ページの開閉器につきましては、これも配電線自動化システムを導入してから置いてきた機械でありまして、ちょうど昭和59年以降設置してきて、時期的に30年経過してきたというタイミングであることと、開閉器の中の制御回路に使っておりますアルミ電解コンデンサという部品なんですけれども、これが電解液を閉じ込めている蓋みたいのが経年劣化でだんだん縮んできて電解液が漏れてしまうことで制御不能になってしまいまして、それが少し早くから漏れてしまうものもあるんですけれども、基本的に20年から30年にかけて急増していくという実態がわかってきたことと、太陽光が多数連系してきて、潮流が逆方向になったりいろんなネットワーク上の管理がこれから必要になるというのは前々回申し上げましたけれども、それに対応する開閉器に、電流の向きと電流量を測れるという、双方向の電流調整器、CTというものを24年に開発できて、25年の下期から取り替えの対象になってきているので、要はちょうど（経年）30年に劣化が一気に来るということ、次世代のタイプの開閉器ができ上がったのがちょうど25年のタイミングで、それから始まっているという状況で、決してこれまで待っていたわけでもありませんので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、27、28ページは、もう一つ今回お示ししました家庭への引込線であります。この引込線は低圧の動力と呼ばれる3相200Vのものと一般の電灯の100Vのものがありまして、こちらはやはり絶縁体自身が紫外線によって劣化が経年で進んでくるというのがわかって、よく雨が降ったり台風などで火花が走るという状況がこの事態でありまして、こちららもどうも30年ぐらいで傷んでくることがわかってまいりましたので、逆に電圧も高く被覆の薄い動力のほうを先にやってまいりまして、並行してやらなければいけないんですけれども、少し電灯側が遅れておりまし

て、このグラフにて台風のときに（被害が）どんと出るというのは、それは24年の台風の時に結構大きな被害が追加して出ましたので、30年経過で電灯の引込線のほうが25年からやり始めたという経緯がございます。

それから、高圧絶縁電線につきましては、これも説明を本日省略したんですが、31、32ページにございますように、例えばOC-Wという電線につきましては、この前まではいわゆるOC線と呼ばれる水密型ではなかったものを、やはり水が入って絶縁劣化が起きたので取り替えてきましたが、水密型にしたものの、先ほど申しあげました作業上のテーピングとかカバーのところが不十分であったために、30年ぐらいでこういった事象が出てきてしまっております。OE線のほうにつきましては、40年ぐらいで同じような障害が起きてきているという状況で、こちらもいずれも排水機能を持ったタイプに開発品ができてから取り替えてきているということで、決して前にやるべきところをここに持ってきたわけではなくて、劣化のメカニズムと対象をこの年から絞ったということでございます。

続きまして、独自仕様の件につきましては、今回1社しかないというのは、非常に台数が少ない対象でございまして、33ページをごらんいただきまして、33 k V真空遮断器というのだけは違う理由で、既設の油入遮断器、OCBと呼ばれるものの取り替えにあわせて、スペース制約から今回私どもが開発した真空遮断器でございまして、これを他社さんがお使いになるということであれば、多分台数がもうちょっと出てきて、メーカーさんも複数社おつくりになるかもしれません。その下以降は、例えば地絡試開放継電装置とか、6 k V発電機線用保護装置、過負荷保護・自動再開路装置というのが、これは各社によって系統のつくり方と保護制御の仕方が少しずつ違っておりまして、その保護方式に基づいて制御回路をつくっていただいているという代物でありまして、その装置自体の絶縁ですとか、そういったものは一般規格、JECに準拠しているんですけども、そのソフトの部分については各社それぞれ保護制御上の要求仕様を出しているというのが実態でありまして、これは台数は多くないので、今1社で開発したほうが合理的であるという形でつくっております。大体年間に出る台数もそんなに多くないような次第でございます。

その下のコンパクト型補償リアクトルとか、配変用変圧器40 d Bとかというのは、これもスペースファクターで個別に仕様を追加するもので、量的にもやはりたくさん出ませんので、こういった仕様追加をお願いして、1社と共同で開発してきているというのが実態であります。先ほど、基本仕様と追加仕様の違いがやっぱり明確でないというお話がありましたが、いわゆる基本仕様とすると、例えばここですと遮断器ですとかトランスですと、絶縁ですとか、いわゆる機器の性能上保障しなきゃいけない規格というのは、標準に準拠しているんですけども、そこに加えて、ただいま申しあげた特殊なスペースファクターですとか、断路器と遮断器を結合させた

複合的なものをつくりたいとかという、特殊な要素については、単独でメーカーさんと開発するという機会がございます。

もう一つご指摘がありました独自規格というものは、先ほどの保護制御の考え方によるソフト面はある部分はあると思いますけれども、機器そのものにはそんなにほとんどないと言えると思います。

もう一点、各社仕様について、ペンキの色というのがございましたけれども、ペンキの色とか電線の色とか、それからメンテナンスホールがトランスの右にあったり左にあったりとかという仕様が、各社、若干違うところが残っております。これはいわゆるメーカーさんの複数つくられる基本的な規格と仕様に対して、最終的に、あるいは見積もり時点で、仕様書のほうにご指定させていただいております。仕様書のやりとり、少人数のやりとりで、手間なり若干コストがかかるというご指摘がありましたが、これは何回も何回も、見積もりの時にやって、承認の時にやってとか、各社によって最後の少人数だけとか、いろいろなご指摘があったものですから、できるだけ最初の仕様書の1回限りにしようねというような形で、各社個別の、これは特に保守上必要になる仕様なものですから、させていただいたという経緯がありますが、そんなにコスト的には負担をかけているわけではないと、私は理解しております。

今申し上げたところが今回の資料から抜けておりますので、少し補足する必要があるれば、後ほどしたいと思います。

○安念委員長

最後の点はいかがですか。つまり、競争入札になっているかもしれないが、独自仕様になっているものもあるんじゃないかという、そのご指摘についてはいかがですか。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

それは先ほどの、例えば保護制御装置あたりの保護制御の考え方は、各社さんと違って独自仕様ですけれども、複数メーカーおつくりになっているので、競争というのはあります。例えば、変電の機器で電圧が高いクラスになりますと、ある部分、機能を追加したりと、重電メーカーさん各社おつくりになるんですけれども、中電仕様というのはあるものはございます。

○安念委員長

この点、どうでしょうかね。松村先生のご指摘の前半部分は、修繕費の中でいろんな費目があるわけけれども、向こう3年間で、これまでと比べてジャンプしているような費目というか、種別というか、そういうものがある場合には、それがなぜそうなるのかということの説明を求めたい、説明されるべきであろうという、こういうご指摘だったと思うんですが、これってどういう資料があると適切ですかね。どうお考え。何かやっぱりあったほうがいいですよ。

○松村委員

今の回答で納得したのは、まず平成24年に開発を始め、25年の下期から始めるという類いのものについては、開発できてからやるというのは合理的なので、それだけでかなりの程度の説明にはなっていると思います。しかし、その後出てきたものは、非常に抽象的に説明していただいただけで、実際に客観的なデータで、この時期に増えるのが合理的だということを示していただいたわけではなかったもので、それはこの後、もっとわかるような具体的な根拠を出していただけるのだと思います。

○安念委員長

では、おいおいということにしましょうか。

○松村委員

はい。

○永田委員

多分、手続としては固定資産台帳等を見させていただいて、それで40年を経過したものがどのタイミングで更新のタイミングなのかというのを、ある程度大きな母集団のデータをサンプルベースで見て、今回、この原価算定期間内の更新部分がどのぐらいあるかというのを確認すれば、実務的には判断できます。

○安念委員長

そういうことですね。施工の年度でこうなって、それを、例えば30年なら30年シフトして、大体シフトしたとおりの工事になっているかということですね。

○永田委員

そうですね、はい。

○安念委員長

わかりました。じゃ、それはそれで確認していきましょう。

それから、さっき独自仕様はどうですか。

○松村委員

独自規格に関してはまだ納得していないのですが、一番まずいと思っているのは、それこそペンキのことをこだわっていて申し訳ないんですけど、ペンキの色が国際規格と日本の色で、この色にするとコストが大幅に増えるということはないから、だからこうしても問題ないというのは、もう全般的な外れ、ピントのずれた発想だと思います。その色のペンキのコストが高いから問題だと言っているのではなく、わざわざ塗りかえなきゃいけないくて、その結果として、もっと安いコストで納入できる人を実質的に排除していないかという、そういうことを問題にしている。した

がって、独自仕様のやりとりで、事務コストは多少発生するかもしれないけど大したことはありませんなどというピンとのずれた説明は納得しがたい。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

わざわざペンキの色を塗りかえる訳じゃなくて、最後の仕上げの色ですから、最初から指定すればそんなにコストは上がることはありません。ただ、確かに耐塩仕様とか特殊地域はそれなりのペンキを使うことはありますけれども。

それから、やっぱり一番大きいのは保守上の点から、トランスなんか増設するときに、1台目はマンホールが右側についているのに、2台目を左とか前とかというのは非常に誤解を生みやすいので、そのところは先ほど申し上げました最初の仕様で指定していくというところがございます。ですから、私どもの変電所の中でも若干仕様を変えているものがあるので、そのところは、図面を引き直すコスト等はあるんですけども、保守上の必要性和天秤に合わせて考えていくつもりではあります。

それから、電線の色も細かい中の黒、白、赤というのは、若干これも会社さんによって違ってりしています。ですから、それを途中で変えるかどうか、それに対するメリット、製造側のコスト増がどれぐらいあるかというのは、随分前に議論した記憶がありますが、そのところは最初から指定するか後で変えるかによっては、確かにコストが変わってくるので、最初からであればそんなに（コストはかからない）という認識ではございました。

○松村委員

これは料金審査の場で言ってもしょうがないのかもしれませんが、もともと非常に独自に色とかを決めていたとしても、もし白地に絵を描くとすれば、そんなばかなことをする必要はなかったわけですね。日本全国で電線、コードの色を変えなきゃいけない必然性があるわけじゃない。だけでもう既にそうになっていて、それを今から変えると膨大なコストがかかる。全部一遍に取り替えるのではなく、部分的にやると2種類の色がまじって、それは危険じゃないかというのはとてもよくわかります。したがって、そういう類いのものは一定程度残らざるを得ないというのはわかります。しかしそれは、申し訳ないですけども、先人が愚かなことをしたというか、もうちょっとちゃんとすればよかったのに愚かなことをしたつけを、ずっと将来の消費者につけ回し続けているということは認識していただきたい。独自にやっているのだからそれはしょうがないじゃないかという発想ではなく、それは失敗だった、愚かだったとまず認識する必要はあると思います。

少なくともこれから開発するようなものに関しては、そういう発想ではなく、国際規格を入れる、あるいは少なくとも10社で統一するということを考えてください。ただ、この料金審査の場

で言うべきことではないと思いますので、もうやめます。

以上です。

○安念委員長

一番最初の仕様で、自社がみずからこれをロックインされてしまうんですよね、結局ね。そういうことだと思います。

じゃ、梶川先生、どうぞ。お待たせしました。

○梶川委員

せんだってご質問で、やたら細かい数字の不整合をお聞きして申しわけございませんでした。

今回、スライド22で直していただいた数字を見せていただいているんですけども、結局これは普通修繕のところが効率化をされた数字で書かれていたものが、ダブルで控除されるということで、今回直していただいたのは普通修繕の数字だと思うんですけども、その形で見せていただきますと、普通修繕はここではほぼ効率化分ほど多くなってきたおられるんですけども、22ページの配電の普通修繕、270ぐらいからずっと流れてきて、途中からこの料金算定期になって、ほぼ300億前後という数字に流れているんですが、これは実質的にはその修繕計画、数量的に見れば増やされたというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○安念委員長

増やされたというのは、何と比べて。

○梶川委員

それ以前と比べてですね。効率化されたから、金額的には同じかもしれないんですけども、実質的には修繕を増やされたというふうに考えてよろしいのかということと、もしそうだとすれば、その内容について少しお聞きできればなということでございます。今までのご説明の中にも少し入られていたのかもしれないんですが、私はどちらかというと、全体のご説明が取りかえ修繕のほうをお聞きしていたものでございますから、今度は普通修繕について、1割程度増やさざるを得ない必然について、ちょっとお聞きできればと。

○安念委員長

ちょっとその前に、僕が聞き逃してしまいました。大体30ぐらい多くなっているわけですよね。

○梶川委員

はい。

○安念委員長

それが効率化と大体同じ金額だというふうにおっしゃったんですか。それはどこの数字ですか。

○梶川委員

その数字が前回足し算を、安念先生にご指摘いただいて、細かい足し算をした結果、合っていないかったと。その原因が、普通修繕を効率化を控除した数字で置いておられたんだけど、それが下にも入られていると。その下の控除欄にも入っていたと。だから二重引きしてしまったので、計と合わなかったと。そういう意味で。

○安念委員長

わかった、そういう意味ね。今回の数字にあらわれている数字ではなくてね。

○梶川委員

なくて、前回。ただ、今回の数字はその効率化前の数字で見ると、こういう流れになっているので、その実質数量的に多分増やされているんだろうなというところを少しご事情をお聞きしたいということです。

○安念委員長

いかがでしょうか。この点。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

取替修繕費のほうは別掲で先ほどご説明しました。今のご指摘は普通修繕費のところの項目で、これは工事物量が増えておりまして、増えている内容としましては3つほどございまして、PCBを含んだ機器の取り替え、バランサー類ですね。それから、スマートメーターの保守が始まっていく物量を追加しているのと、もう1点が、塩害が随分出た機器の工事に同調して、点検を少し入れている部分が多くございます。その3つが施策として個別に増やしている内容でございます。

○安念委員長

よろしゅうございますか。

○梶川委員

それでご確認なんですが、この普通修繕のバジェットिंगというのは、ある意味で普通の修繕でございますから、今挙げられたようなものは増やされたということはわかるんですけども、計画の積み上げというよりは、全体のその流れでどこが優先順位を持ってやるかだというふうにディシジョンされるのかなという気がしたものでございますから、その辺のことはどのような形になられているのでしょうか。ちょうどこれ、効率化したら金額的には大体横ばいになられるので、その範囲内でやっていかれようということでございましょうか。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

ただいま申し上げた個別施策で追加するもの以外は、大体物量面にかなりの母数が広がりますので、平均的に積んでいっているというのが実態であります。

○安念委員長

大体、どこでどういう工事の需要が発生するかということは、事前にわかっているという前提で考えてよろしいわけですか。この普通修繕については。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

そうですね。

○説明補助者（中部電力株式会社）

一般修繕のところは全部が発生するものじゃなくて、お客さまから支線の支障移設だとか、そういう小さなものの積み重ねでございまして、そういう仕事の積み重ねがこういう。設備ではない一般の、例えばPCBのバルンサーなどの計画外の設備の取り替えだとかも入っていますので、計画的にできれば計画的にやるんですけども、そうでない第三者のご要請によってやるものもありまして、全てが計画的というわけではございません。

○安念委員長

すみません。中腰でご説明いただいて申しわけないです。

どうぞ。

○梶川委員

そういう意味では、大体効率化して270ぐらいになられるような形で、修繕の計画をお立てになったというふうに理解してよろしいでしょうか。その効率化分だけ。

○安念委員長

社内的なバジェットの話としてということね。

○梶川委員

だからその分を増やしてできるよねということによろしいんでしょうかということです。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

すみません。先ほど来出ているベース的なものに今回施策で積み上げたものを足したものが、結果的に効率化として別なのと一緒になっているだけなものですから、それはその分をやるという意味ではなくて、元々違って積んできたものがたまたま一緒だったというふうに理解ください。

○安念委員長

それはそうなんだろうなと。

○梶川委員

わかりました。どうも失礼いたしました。

○安念委員長

ほかにどなたか。

○片山消費者庁消費生活情報課長

松村先生の話の続きみたいな話かもしれませんが、24ページの取替修繕費の話なんですが、確かに27年、28年、すば一んと上がってなっていると。それがスマートメーターの導入に関する増分費用というのを積んでいるので、すごく見かけ上なっているのかもしれませんが。

もう一つ、やはりこの取りかえ、30年、40年となっていますと、多分これ30年とか40年たったらずやるとかいうものじゃないと思うんですね。やはりその幅は多少あって取りかえるので、多分ずらしてとか、そういうのは多少は可能なかなと思うんですね。だから、多分ここでこれが、その傾向が続くかどうかというところが、やはり我々としては電気料金の査定のときに興味があるわけであって、むしろ知りたいのは、29年度以降もどういうふうな傾向でこの修繕費が計画されているのかと。

一方で、例えばどこかの修繕計画のところでは、かなり先のところも、例えば26ページでは、高圧自動開閉器の取りかえ計画というのが38年度までずっとあつたりしているわけですね。その隣の隣というか、28ページの電灯引込線の経年張替計画もかなり先まで、大体30年、40年先に何か修繕するんだったら、やはり計画はその先までやるのが当然ですので、これらって先のほうまである程度見通せるのではないかと思いますので、そういうところを出していただければ、結構、松村委員の疑問というか、私も疑問があるんですけども、に答えられるのかなと思った次第でございます。

以上です。

○安念委員長

これ、いかがですか。特に一番ジャンプしているのは、経年劣化対応ということですよ。これはかなりジャンプ。ほかは大体横並びなんだけれども、これについてはずっと先々の予定もあるんですか。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

例えば今の26ページでいきますと、先ほど申しました開閉器につきましては、電解コンデンサが間違いなく抜けて制御不能になってしまい配電線自動化の意味がなくなるので、これはきちっと30年ぐらいを目安に工事をしていこうという考え方です。

それから、電灯引込線につきましてもグラフが28ページにございますけれども、やはりこれは現実的に火花が散って断線して、配電線が故障を起こして地絡故障となると除去できないので、やっぱり故障なんかは非常に問題になってくるということから、このところは30年超えるものはなるべく早く対処したいなという計画。それが落ち着くと30年毎にやっていこうと。それから高圧絶縁電線でありますけれども、これも先ほど申し上げましたOC-Wというのは接続した部

分だけなので、接続した部分を点検して張り替えなきゃいけないのか、新しいタイプのカバーに変えるかというのを厳選していくので、これは計画物量に対して、大体これは今までの実績類を積んだ計画、これを10カ年出しています。

OE線につきましては、テーピングした部分だけなので、ここも場所を見ればわかるんで、32ページですが、計画的に対象に対して8割ぐらいをやる計画でございます。

そういった意味でよろしいですか。

○安念委員長

張りかえについては31と32で、大体こんな見通しでいますというふうなのが、直接のお答えということになりますかな。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

はい。

○片山消費者庁消費生活情報課長

要するに張りかえちゃいけないとか、そういうことを言っているわけではなくて、先の計画まであるんですから、もう少しこの24ページのグラフも先のほうまで、もう少し書けるのではないかとということでございます。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

わかりました。すみません。そういう意味でしたら、それは可能です。先ほどのご質問のベースのところ。固定施策を出せばいいので。失礼しました。

○安念委員長

ほかは、いかがですか。

3. 個別の原価等

○安念委員長

では、時間も大分過ぎましたので、次にいきましょうか。また前に戻っていただいてももちろん結構でございます。

それでは、2つ目の議題です。個別費目の審査ということになります。3つ、審査対象というか、今日議論していただく対象がございまして、1つ、設備投資関連費用、2つ、公租公課、3つ、費用の配賦・レートメイクです。今と同じでございまして、事務局からそれぞれの論点をご説明いただいた後に、中部電力さんからご説明をいただきたいと思います。

それでは、事務局からお願いします。

○片岡電力市場整備課長

資料5をごらんいただければと思います。

1枚めくっていただきまして、設備投資ですけれども、4ページにイメージ図があります。ライフサイクルということで、設備を建設し始めるとき、これは左側ですけれども、建設するごとに簿価が上がっていくということと、運転開始以降は減価償却費ということで、定率もしくは定額でその分、減価償却費が費用として計上される。最後に除却されて、除却費がのつかるという、そういうことになっています。

具体的なその数字につきましては5ページになりますけれども、後ほど中部さんからご説明があります。

7ページで、減価償却費でありますけれども、これは先ほど申し上げましたとおり、固定資産が毎年毎年償却されていくということで、簿価に対しまして、定率もしくは定額で算定された費用が毎年のつかってくるということでもあります。

それから、8ページでありますけれども、それに加えて事業報酬ということで、設備の調達コストというのを料金の費用として算入しております。これは総括原価方式の料金規制とありますけれども、2つ目の丸のところで、「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」ということが、電気事業法の要件として定められております。この中の「適正な利潤」というのは何かということで、8ページの下のほうに書いておりますけれども、資金を調達するための資本コストということだと理解しております。資本コストにつきましては、2つ目の丸にありますけれども、銀行等からの借入れという他人資本と、株式等による自己資本、いずれかによって調達をしていく。いずれも他人から、他人といいますか、投資してくれる人あるいは融資してくれる人、銀行、社債等であったら債権者ですけれども、こうした者にとっての期待する利益率を上回らなければ、この分野に投資してくれないということで、それを適正な利潤というふうに呼んでいるということでもあります。

3つ目の丸にありますけれども、かつてはこの支払い利息でありますとか配当金というものを原価として個別に積み上げておりました。他方で、そうしますと各社ごとの資本構成の差異等によって料金が異なってくるということや、資本コスト低減のインセンティブが乏しいということで、1960年に現在の報酬制度になっております。

現在の報酬制度はどういうものかということが、9ページにあります。真ん中あたりに式が書いてありますけれども、「事業報酬＝レートベース×事業報酬率」となっています。レートベースは、後ほど出てきますけれども、真実かつ有効な資産ということで、電気料に必要な固定資産の額であります。それに対しまして、事業報酬率という一定の率を掛けるんですけれども、これが債権者とか株主が期待するリターンということでありまして、下の四角囲いの中にその算定の方

式が書いてございます。具体的には自己資本の報酬率に3割、他人資本の報酬に7割と、先ほどありましたような、そういった計算式が規定されています。また、この中で自己資本報酬率と他人資本報酬率、それぞれ定義がありまして、ちょっと字が細かいですが、自己資本の報酬につきましては、公社債の利回りと全産業の自己資本の利益率、これを企業のリスクをあらわす β という値で加重平均したものが、自己資本の報酬率となっております。他人資本の報酬率につきましては、電力会社10社の平均の利子率の実績を活用しております。

こうした事業報酬制度につきましては、10ページにありますとおり、電気以外でもガスとか鉄道とかいった分野で使われております。

続きまして、11ページにレートベースの概要とありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、真実かつ有効な資産というものをレートベースと呼んでおります。具体的には特定固定資産、主には発電所とか送電線といったそういう資産、それから建設中の資産、核燃料資産、特定投資、運転資本等でございます。

13ページで、その具体的な内容が書いてございます。後ほど詳細は説明がございます。

14ページ、固定資産、建設中資産、それから、その中でも15ページで、原価不算入ということで除いたものが書いてございます。

16ページには核燃料資産の内訳がありまして、これは他の燃料、石油とか石炭とかいうのとは異なりまして、建設といいますか、燃料をつくる段階から資産として計上し、燃料が燃え始めてからは燃料費のほうで償却という形で計算していくという、やや建物等に似た計算の方法をしております。

18ページは特定投資ということで、燃料の開発と将来の投資に役立つものというものを、限定的にレートベースに認めております。

19ページは、原価変動調整積立金・別途積立金の扱い、これにつきましても後ほどご説明がございます。

20ページで、以上のレートベースに算定率、事業報酬率を掛け合わせて、事業報酬額が出てくるわけですが、その算定の方法を記載しております。算定規則、省令の4条4項におきまして、自己資本と他人資本を3対7で加重平均した率とするというふうになってございます。なぜ3対7かということにつきましては、従来は5対5などであったところですが、平成7年の料金制度部会、ここに書いていますけれども、下線を引っ張ったところで、他の公益事業、類似の公益事業の自己資本比率を参考として3対7としたということでございます。

21ページは、その当時、平成8年当時から自己資本比率がどのように推移してきたかというこ

とをグラフに示しております。20年度あたりまでは上向き加減になってございますけれども、その後、柏崎のとまったことでありますとか、あるいは震災の影響で各社とも大きく落ちているという状況にあります。

22ページは、直近の配当の状況を書いております。これは値上げした会社につきましても、25年度の間中ゼロ、あるいは期末については未定というふうになってございます。

23ページで、事業報酬率の算定に当たりまして、先ほど β 値というのが出てきました。自己資本の報酬率と他人資本の報酬率につきまして、特に自己資本のほうですね。公社債の利回りと全産業の利益率。これを β 値という値で加重平均するわけですが、その β 値を採録する期間につきまして、これまで議論がございました。これにつきましては、中部電力の申請におきましては、値上げの検討表明までの直近2年間を採用しております。ちなみに関西、九州、東北等につきましては、震災から査定報酬取りまとめまでおよそ2年程度であったものですから、その期間を採録しております。

これにつきまして、第5回のこの委員会でも議論がございました。今回改めて、再度24ページに金融アナリストの見方というのをヒアリングしております。ヒアリング実施先は下のほうにありますけれども、 β 値の採録期間につきまして、特に聞いたところ、例えば震災直後を入れるのは違和感があるとか、あるいは2年とれば十分ではないか。それから長ければ長いほどよいと思う、ただし震災直後は排除したほうがよいというようなご意見。それから、株式市場は震災前と震災後で別物になったということ。ただし、なので震災前は別にすべきと。あえて震災直後を抜く必要はないというご意見。それから、震災前をとるとやり過ぎであるということで、2年間ということでスライドしたらよいのではないか。あるいは1と、普通の会社ということで、全産業と同じ1だというふうに決めてしまえばいいというご意見もございました。

下のほう、25ページにいろんな形で、採録期間を変化させた場合に β 値がどうなるかということに記載しております。この3.11の真ん中あたりの点線から見まして、右側、その3.11からさかのぼって採録期間をどんどん延ばしていった場合、これは従来ずっと0.2とか0.3あたりで推移してきたということでありまして。他方で、上のほうのちょっと薄いグラフですけれども、3.11を起点にして、左のほう、直近まで延ばしていく。だんだん長くっていくということをしますと、震災直後、大きくはね上がっておりますけれども、だんだん落ちてきて、現在0.9ちょいになってございます。それから、一番左側、12月13日、直近の日からさかのぼって、右側のほうにだんだん延ばしていくと。当然短いと振れていますので、最近是非常に乱高下しておりますけれども、大体2年程度とりますと安定してくるということが見てとれるかと思えます。

そう見ますと、震災前と震災後というのは0.2、0.3ぐらいと0.9ぐらいということで、大きく

異なっているということ。それから、長いグラフを見ますと、2年程度とってくると大体安定してくるんじゃないかということ。それから、震災直後の山のようになっていますけれども、薄い山のグラフ、このあたりについてどう考えるかということ来判断して、 β 値の採録期をとって決めていけばいいのではないかということでもあります。

26ページ、第5回のこの委員会におきまして、さまざまなご意見がございました。詳細は省きますが、「議論をまとめると」というところで、一番下の矢印にあります、長いほうがよいということで、5年が優勢と思われるというご意見がございました。ただ、これまで2年程度でやっておりますので、その整合性は説明できるかと考える必要があるということで、取りまとめられております。

27ページは、固定資産の除却費ということでありまして、最後、設備を除却といいますか、なくしてしまうという際に発生する簿価と実績の差額、それから工事費が含まれてございます。

以上を踏まえまして、論点が31ページにございますけれども、減価償却費・固定資産除却費、これも工事に係るものでございますので、(ア) のところで、これはほかの費用と同じように、外部の方の目を入れて、10%の効率化というのを入れておりますけれども、それがどのように反映されているかという論点。イもほぼ同様です。それからウ、それから事業報酬のアもほぼ同じですけれども、どちらも設備につきましては、真に必要な不可欠なものになっているかということで、例えば先行投資でありますとか使っていないもの、あるいは福利厚生施設、こうしたものが除かれているかということが論点となります。

事業報酬関係では、レートベースは、アはウと同様でございます。必要なものに限定されているか。イにつきましては、特例投資が、能率的な経営のために必要かつ有効なものに限定されているか。最後、ウでありますけれども、 β 値のとり方につきまして、そのリスクを判断するに際し、震災後の状況を踏まえまして、どのような期間をとるべきかということをご議論いただければというふうに思います。

しばらく飛んでいただきまして、57ページに2つ目の項目の公租公課を書いてございます。

58ページにありますけれども、これも税金でございますので、各種の税法等に基づきまして、今回の投資とか販売電力料、あるいは原子力稼働状況等の諸元をもとに算定するというところでございます。詳細につきましては後ほどご説明がございます。

論点は、算定規則や税法に基づき適切に算定されるかということでございます。

61ページ、3つ目の項目であります、費用の配賦・レートメイクであります。

62ページにありますように、これまで総原価の算定をしてきましたけれども、その算定された総原価は省令に基づきまして、自由化部門と規制部門に配分されてまいります。その上で、配分

された費用と収入が一致するように料金がつくられるということでもあります。具体的には、算定の仕方を63ページのほうで書いてございます。総原価、一番左側ですけれども、51項目、これまでご議論いただきました営業費と事業報酬額が定まってまいります。それを発生原因によりまして、9部門、水力、火力、原子力等々に配分いたします。その上で、本社の費用とか一般管理費がでございます。これを水力、火力、原子力等にもう一度配分し直すことになります。この段階でABC会計、Activity Based Costingといいますけれども、その内容に応じまして、なるべく直接関係するところに配賦していくといったようなやり方を採用して、8部門に整理をいたします。その上で、これは後ほど、これは自由化されましたので、託送料金をつくっていくという関係もございまして、送電の費用とそれ以外の発電等に分けていくということを真ん中でしています。これは「アンシラリー」という耳なれない言葉がありますけれども、発電に関するものと送電に関するものに費用を分けているということでもあります。その上で、さらにその送電の関係の費用と、それ以外の発電の関連の費用。「非関連」といっていますけれども、わかりづらいですけれども、上のほうが発電関係、それから下のほうが送電関係でありますけれども、それを固定費と可変費に分けていきます。さらにその固定費を、特別高圧、高圧という自由化された部門、それから低圧という規制部門に配分していきます。この固定費の配分の仕方でありまして、省令で定まっております、2：1：1法とか2：1法とかいうやり方で配分しています。詳細はちょっと省きますけれども、要すれば、ピーク時に合わせて発電設備等をつくっているということがございますので、そういうピーク時にどれだけ使っているかといったものを勘案しながら、固定費を配分しているということでもあります。その上で右側のほうで、低圧の料金、特高・高圧の料金がつくられていきます。これはその費用は低圧の費用、それから特高・高圧の費用、それを収入が合うように料金をつくっていくということでございます。

先ほど申し上げましたABC会計とか2：1：1法の詳細につきましては、64ページに書いてございます。

その結果、66ページでありますけれども、規制料金と自由化料金は原価が配分されますけれども、単価が異なってくるということでもあります。具体的には66ページの表のほうで、規制料金の単価は25.10円、それから自由料金は17.22円ということで、規制料金のほうが自由料金より高くなっております。その理由につきましては、右側のほうに幾つか書いてありますけれども、低圧の配電設備を、自由化部門の特高・高圧に比べまして、低圧を使っているでありますとか、それからピーク時に使い方が違うでありますとか、あるいは検針等に係る費用がのっかってくるでありますとか、そうした理由によりまして規制料金は高く出てくるということでもあります。

その上で、この単価に基づいて料金が設定されて、その後料金改定が実施されて、回収されて

いくわけですが、実績としてはまた回収が異なっているということになります。しかしながら、料金改定すれば、この利益率といいますか、それがほぼ一致していることを示しているのが、次の69ページでありまして、利益率の代替的な数字として、事業報酬の額を見ておりますけれども、この利益率、実績と真ん中のほうにありますけれども、これで見ますと、よく言われますとおり、規制部門に比べますと、自由化部門のほうが利益率が低いと。よく規制のほうで儲かっているんじゃないかというご指摘がございます。これは後ほど説明があると思いますけれども、燃料費の使い方の違い等によりまして、自由化のほうが燃料費の影響を大きく受けるということがあるので、赤字傾向であれば、赤字が大きくなっているということでもありますけれども、原価ベースで見ますと、20年の改定るとき、それから、今回の改定るとき、それぞれ事業報酬の額はほぼ設備の量、配電線がありますので、規制のほうが多いんですが、設備の量に応じたものになっているということでもあります。その詳細につきましては、70ページのほうでグラフをつけております。

71ページでありますけれども、そうしてできました原価を料金で回収するということでもありますけれども、これは省令によりまして、1. のところで、かぎで書いていますけれども、総固定費、可変費及び需要家費の合計額、要は総原価を料金収入が一致するように設定されなければならないというふうになってございます。それから、2. でありますけれども、料金のつくり方としましては、これもかぎのところに書いていますが、「販売電力量にかかわらず支払いを受けるべき料金」、つまり基本料金、それから販売量に応じて支払いを受けるべき料金、従量料金、基本と従量の組み合わせで設定するのが基本になっているということでもあります。

72ページであります、実際にできました電気料金でありますけれども、3段階料金制を採用しております。第1段階につきましては、少ない量ということで、低廉な料金になってございます。第3段階は省エネ効果ということで、相対的に高い料金になってございます。今回、その2段と3段の差が、中部の申請では1.11になっているということもございます。

続きまして、74ページは選択約款ということでございまして、そのようにできました供給約款、普通の料金に比べまして、選択約款をつくることできるというふうになってございます。今回、中部さんにおきましては、「ピークシフト電灯」という新しい料金を設定する。あるいは蓄熱式の機器の保有要件を廃止する。さらにはオール電化の割引を、新規加入を停止する。こうした見直しが行われております。

以上を踏まえまして、ちょっと飛んでしまいますけれども、論点ですが、88ページに飛んでいただきまして、基本的には、先ほど費用の配賦、51項目を最終的には配分していくわけですが、それはほぼ規則にのっとって、規則がありますけれども、その算定規則にのっとって、適

切に行われているかという問題。それから、レートマークにつきましては、基本と従量の設定でありますとか、3段階料金の設定がどのような考え方に基づいて行われているか。さらには、今回見直される機器要件でありますとか、新規加入の停止、こうしたものについてどのように考えておられるか。さらに、各社やっておりますけれども、早収・遅収料金の見直し、さらには周知活動が十分に行われているかといったことも論点になろうかと思います。

私からは以上です。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

それでは、中部電力さんからご説明いただきますが、ちょっと時間押しなものですから、20分かそこらでお願いできますでしょうか。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

はい、承知しました。

それでは、まず資料6－1の設備投資関連費用からご説明させていただきます。

ページをおめくりいただきまして、2ページからお願いします。2ページには、設備投資計画の概要を、前回改定、今回改定の差で示しております。設備投資につきましては、前回改定に比べて、徳山水力発電所の新設、西名古屋火力発電所リフレッシュ工事、浜岡原子力発電所の安全性向上対策などにより、電源設備投資は740億円増加するとともに、設備の高経年化対応などにより、流通設備投資も288億円増加しております。総額では、後ほどご説明しますが、競争発注の拡大などによる資機材調達コストの低減、新技術・新工法の積極活用などの効率化を原価算定期間平均で301億円織り込み、この結果、設備投資総額の平均は3,034億円となり、前回改定に比べて899億円増加しております。

次のページをごらんください。

3ページでは、指摘事項のご回答になりますが、設備投資のその他の内訳について示しております。平成27年度から電源改良が増加しておりますが、火力設備の耐震対策を本格的に行うため、投資額が増加しております。

4ページは、設備投資額の原価・実績額について記載しておりますが、説明は割愛させていただきます。

5ページをごらんください。

5ページは設備投資計画の考え方を示しております。電力需要の将来的な大きな伸びが期待できないことや、電力設備の高経年化を踏まえ、設備更新や機能強化を効率的に図っていくことに重点を置いた設備投資計画としております。

次のページに、具体的な投資計画内容を示しておりますので、次に7ページに飛んでいただきたいと思います。7から9ページにかけましては、火力発電設備の高経年化状況及び高効率火力発電所の開発工事の内容を示しております。

続いて、10から11ページは、耐震対策の経緯、火力の耐震対策スケジュールについて記載しておりますが、詳細は説明を割愛させていただきます。

12ページに飛んでいただきたいんですが、12ページは以前ご指摘いただきました浜岡の安全性向上対策の内訳についてでございます。新規規制基準を踏まえ、必要となる設備対策として、津波・地震対策、電源確保対策、冷却・注水対策など、平成26から28年度に平均504億円の工事を計画しております。

次の13ページは、浜岡の安全性向上対策のイメージ図を記載しておりますが、説明は割愛させていただきます。

続いて、14、15ページは、徳山水力発電所、メガソーラーしみずの発電所の新設工事ですが、こちらも説明は割愛させていただいて、16ページをごらんください。

流通設備の高経年化についてでありますけれども、16から27ページに続いて、流通設備の高経年化についてお示ししております。詳細な説明は割愛いたしますけれども、送電線の張替についてご指摘事項がございましたので、ご回答させていただきます。

次のページをごらんください。この17ページは、送電線の張替計画の立案経緯でございます。送電線は、平成10年に発生した断線事故や、これを受けた特別点検から得た結果を基に、全国大では平成12から13年ごろにかけて、当社でもあわせて調査、検討してまいりました結果、当社でも同じような事象が散見されたため、全国大の動向を加味しながら、平成19年に張替方針を立案しております。

次のページをごらんください。前回お示した絵なんですけれども、右側の電線の張替のところでございますけれども、腐食劣化のメカニズムが3種類ございまして、それぞれ張替対象の考え方を定めております。1つ目のタイプが特殊地区と呼ばれる区分ですが、これは海塩あるいは煤煙の影響により、電線は鋼心のアルミより線を使っておりますけれども、その電線のアルミ素線が腐食していくタイプ。2つ目のタイプが、一般地区と呼ばれております。これも同じ鋼心アルミより線で鋼心の部分に錆の発生を防ぐ亜鉛メッキが施してあるんですけれども、それが消失あるいは腐食進行していったら、鋼心が弱っていくもの。それから、3つ目のタイプが銅線でありまして、これは古い水力発電所に多く使われておりますけれども、電流が流れて発熱することから、銅自体が劣化していくというものでございます。

次のページをごらんください。

19ページが先ほどの特殊地区の概況でありまして、アルミの素線が腐食して膨らんでいくということですので、これはVTRとかサンプリング調査を行いまして、まず特殊地域の地区を決め、膨らみや変色を発見した送電線のその当該地区の張替を行う計画としております。

20ページは張替実績と、21ページは今後の3カ年の計画でございますので、ごらんいただきたいと思います。

22ページは、特殊地区以外のアルミ線における共同調査のサンプリング結果でありまして、鋼心が劣化していくと、引っ張り強さが落ちていきます。これらから、サンプリングによる試験データや鉄塔、架線金具の錆の状況を踏まえて、規格値が下回るものを対象として、次の23ページに3カ年の計画物量を示してございます。これはまた後ほどごらんいただければと思います。

24ページのほうは、一般地区の銅線におけるサンプリング結果でありまして、経年70年を超えるとほぼ全てが規格値を下回ってまいります。

次の25ページには、この銅線の3カ年の張替計画を示しております。

続く26ページには、変電設備の高経年化対応として変圧器の例を、27ページには、配電設備の高経年化対応として高圧ケーブルの張替の例を示しております。

続く28、29ページには、流通設備の拡充計画について示しております。説明は割愛させていただきます。

30ページをごらんください。

30ページは、設備投資額に織り込んだ効率化について、年平均301億円の内訳でございます。競争発注等によって276億、新技術・新工法で25億円。これらを資本費の効率化としますと、下の表のようになります。

次のページをごらんください。

31から33ページについてですが、減価償却費についてお示ししております。減価償却費は年平均2,615億円でございます。そのうち、上越火力発電所の新設により年平均260億円、浜岡原子力発電所の安全性向上対策工事により年平均140億円の増加予想となっております。全体といたしましては、償却の進行等により、前回改定と比較して442億円の減少となっております。

なお、配線設備につきましては、同種の資産を多量に扱うため、工事件名の積み上げではなく、過去の平均実績に基づき、将来の設備投資額及び減価償却費を算定しております。その算定に際しまして、本年6月に、請負会社からの誤請求による過去の配電設備の投資などに関する過払い額について、私ども精算したにもかかわらず、減価償却費等の算定に反映することが漏れておりました。本件における原価の減少額につきましては、2,000万から3,000万円程度と想定しております。現在、同様の漏れの有無について調査しておりますので、その結果を踏まえて、補正申請

までに訂正の上、減額させていただきたいと思います。申し訳ございません。

34ページをごらんください。

34ページからは、事業報酬についてご説明しております。事業報酬は、電気事業の運営に必要な資金調達コストとして、料金算定規則に基づき算定しております。今回の改定では、レートベースが3兆9,209億円となり、それに事業報酬率2.9%を掛け合わせた結果、1,137億円の事業報酬額と算定しております。

35、36ページは、事業報酬の算定方法と対象外資産の内訳を記載しております。説明を省略させていただきまして、37ページをごらんください。

37ページは、レートベースのうち特定固定資産について示しております。償却の進行などによりまして、全設備合計で前回改定と比較して2,635億円の減少となっております。

次のページをごらんください。

38ページは、参考に浜岡5号の算定期間中の取り扱い、再稼働を見込めない取り扱いについて示しております。原価算定期間中の発電電力量を織り込んでいない浜岡5号につきましては、平成23年5月14日に発生した海水流入事象を受けて、海水が混入した設備の点検及び健全性評価を進めており、これまでのところ、運転再開に影響を及ぼす著しい腐食などは確認されておりません。また、新規制基準への対応についても引き続き検討を進めているところでございまして、3号、4号に引き続き活用していく重要な電源と考えております。このため、必要不可欠な資産としてレートベースに織り込んでおります。

次のページをごらんください。

39ページは、レートベースのうち、建設中の資産について取りまとめたものでございます。

次のページをごらんください。

40ページから44ページは、レートベースのうち、核燃料資産についてまとめております。40ページで総括表がございますので、説明させていただきます。

今後新たに取得する核燃料資産につきましては、原子力発電所の利用率が大幅に低下することにより、装荷以前の核燃料資産は増加するものの、日本原燃への前払金残高の減少などにより、前回改定と比較して162億円の減少となっております。

続いて、飛んで45ページをごらんください。

46ページは、レートベースのうち、特定投資についてまとめております。平成22年度に日本原燃の増資引き受けや、ウラン鉱山プロジェクトへの出資等の影響により、前回改定と比較して527億円の増加となっております。

47ページをごらんください。

47ページは、レートベースのうち、運転資本についてまとめております。火力燃料費の増加等により、営業資本は499億円、貯蔵品は636円増加しております。

次のページをごらんください。

48ページは、ご指摘いただいた剰余金のレートベース控除の前回改定比較と、繰延税金資産相当額をレートベース控除対象額から除く理由についてお示ししております。平成20年の前回改定時におきましては、平成12年の電力小売部分自由化開始以前に生じた石油価格低下、円高メリットを電気料金の長期安定化のために積み立てた原価変動調整積立金及び別途積立金に相当する金額について、レートベースから自主的に控除いたしました。一方、自由化以降に積み立てた別途積立金などについては、経営効率化による成果を財務体質の改善等を目的に積み立てたものであり、このメリットはお客さまのみならず、株主、投資家の皆さまにも享受いただくとの考え方から、前回改定においては控除の対象に含んでおりませんでした。今回の値上げ申請にあたりましては、お客さまへのご負担増加を可能な限り軽減するため、支払利息低減効果のある全ての剰余金残高相当額を対象に、レートベースから自主的に控除しております。

したがって、繰延税金資産相当額につきましては、次の49から52ページにお示しのとおり、支払利息低減効果がございませんので、レートベース控除対象の剰余金から除いております。

続いて、飛んで53ページをごらんください。

53ページは、事業報酬率の算定についてお示ししております。先ほどご説明がございましたが、算定規則等に基づき算定した結果、2.9%となっております。

次のページをごらんください。

54ページは、追加事業報酬について示しております。当社は、会社関連系線として、東京中部間連系変換所を新設いたします。これに伴い発生する追加事業報酬は100万円でございます。

55、56ページは事業報酬に関する参考資料ですので、後ほどごらんいただいて、57ページをごらんください。

57ページは、固定資産除却費についてお示ししております。固定資産除却費は、年平均284億円算入しており、前回改定と比較して34億円の増加となっております。主な要因は、高経年化対応の増加による増でございます。なお、除却損につきまして、除却物品の帳簿原価などから、当該除却物品の売却価格の見積額を控除しております。

58ページは、固定資産除却費の原価実績比較について記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で、設備関係の説明を終わらせていただきまして、引き続き公租公課、6-2をごらんいただきたいと思います。

ページをお繰りいただきまして、1ページ目でございます。公租公課は各税法に基づきまして、販売電力量や設備投資などの前提計画を基に算定しております。償却の進行に伴う固定資産税の減、税制改正に伴う法人税の減、販売電力量の減少に伴う電源開発促進税の減などにより、前回改定に比べ108億円減少しております。

次のページをごらんください。

水利使用料は、記載の算定式に基づいて算定した結果、徳山水力発電所の運転開始により、前回改定に比べて2億円増加しております。

次のページをごらんください。

固定資産税でございますが、上越火力発電所の運転開始に伴う増加はあるものの、全般的な償却の進行により、前回改定に比べて23億円減少しております。

次のページをごらんください。

雑税でございます。各税法及び法令に従いまして、前提計画などに基づいて算定した結果、主に核燃料税の減により、前回改定に比べて8億円減少しております。

続いて6ページをごらんください。

電源開発促進税でございますが、販売電力量の減などにより、前回改定に比べて32億円減少しております。

次のページをごらんください。

事業税でございますが、総原価の増加に伴い収入が増えたことなどにより、41億円、前回に比べて増加しております。

次のページが、法人税等でございます。料金算定規則に基づき、1株当たりの配当金を50円として算定した結果、法人税率の引き下げなどにより、前回改定に比べて88億円減少しております。なお、料金原価における法人税は、健全な事業運営を継続する上で必要となる資金コストに連動して算定するものであり、実際に支払われる配当金や法人税とは異なるものでございます。

公租公課に対しての説明は以上でございます。

すみません、早口で申し訳ないですが、続いて6－3の費用の配賦・レートメイクについてご説明をさせていただきます。

資料をおめくりいただいて、5ページのところに費用の配賦の概要を載せています。個別原価計算全体の流れをここで説明しておりまして、次のページをごらんください。

次のスライド6から10ページでは、さらに詳細な算定フローを説明しておりますので、ご確認いただければと思います。

具体的な内容につきましては11ページ以降でご説明いたします。

11ページをごらんください。11ページ、9部門整理というところで、11、12ページに9部門整理について、13、14ページでは一般管理費等の8部門への配分について、フローで説明しております。一般管理費等の配分につきましては料金算定規則に基づいておりますが、一部、15、16ページに記載しておりますとおり、事業者の実情に応じた基準を設定しております。

17ページをごらんください。

17から22ページでは、8部門に整理した原価の送電・高圧配電関連費と送電・高圧配電非関連費への配分・整理を説明しております。具体的な内容につきましては18から22ページに記載しておりますので、ご確認いただければと思います。

23ページをごらんください。

23、24ページでは、固定費・可変費への配分・整理についてご説明しております。前のページまで整理いたしました送電・高圧配電関連費と送電・高圧配電非関連費を、販売電力量の増減にかかわらず必要な固定費と、販売電力量によって変動する可変費に配分しております。

25ページをごらんください。

25から30ページでは、前ページまで整理いたしました固定費及び可変費を、料金算定規則に基づき、各需要種別に配分しております。配分比率の考え方等につきましては26から30ページに記載しておりますので、ご確認いただければと思います。また、保留原価の配分につきましては31ページに説明をさせていただいております。

32ページをごらんください。

32ページから34ページでは、今回、申請原価の具体的な配分結果などについて説明しております。32ページでは規制・自由化部門への原価の配分結果をお示しております。33ページでは、規制部門と自由化部門の原価配分と、部門別収支の結果についてお示ししております。34ページでは、電気をお届けするまでの流れと費用の発生源として、費用の発生源ごとに規制部門及び自由化部門の原価、単価を記載しておりますので、ご確認いただければと存じます。

個別原価計算に関する説明は以上でございまして、35ページにお移りいただいて、レートマークについてご説明いたします。

36ページをごらんください。

規制部門の料金は、標準的な電気の使用を前提とした供給約款と負荷平準化等を前提とした選択約款がございます。

次の37ページをごらんください。

レートマークにつきましては、料金算定規則に基づき、規制部門に配分された原価と料金収入が一致するように設定しております。38、39ページでは主な料金制の種類を記載しておりますの

で、ご確認ください。

40ページをごらんください。

40ページでは、基本料金と電力量料金の基本的な考え方を説明しております。今回の申請につきましては、基本料金は維持した上で、電力量料金の値上げを申請させていただいております。

次のページをごらんください。

こちらから3段階料金制についてご説明いたします。まず3段階料金制における料金格差につきましては、生活必需的な電気の使用への影響を軽減するために、第1段階料金の値上げ幅を抑制するとともに、省エネルギー推進という観点から第2段階料金と第3段階料金の料金格差を拡大しております。

次のページをごらんください。

42、43ページでは、電気事業分科会の報告を踏まえまして、従来と同様に第1段階、第2段階区分値を120kWh、第2段階、第3段階区分値を300kWhで設定していることをご説明しております。

44ページをごらんください。

夜間時間帯、午後11時から翌朝7時の電力量料金単価は、夜間時間帯の供給コストをもとに設定させていただいております。

次のページをごらんください。

45、46ページでは、これまでにご説明した考え方に基きまして設定した主な契約種別の料金単価を記載しておりますので、ご確認ください。

47ページをごらんください。

47から49ページでは、主な契約種別の料金収入の想定について説明しております。契約種別ごとに料金単価と原価算定期間における想定需要から、料金収入を算定しております。

続いて、50ページをごらんください。

規制部門の原価と想定料金収入の関係についてご説明しております。規制部門の原価と想定料金収入につきましては、これまでご説明いたしました契約種別ごとの料金収入の合計が規制部門に配分された原価と一致するように、料金を設定しております。

次のページをごらんください。

51ページでは、現行の早遅収料金制度を廃止し、遅滞利息制度を導入することを説明させていただいております。

次のページをごらんください。

52ページでは、今回申請いたしました料金の実施に合わせまして、お客さまにお選びいただけるメニューとして設定するピークシフト電灯について説明しております。

次のページをごらんください。

53ページでは、今回予定しております選択約款の変更点について説明しております。

54ページでは、新規メニューの設定及び選択約款の見直しに伴うお客さまのご契約変更の想定について説明しております。

55ページをごらんください。

55から68ページでは、主な料金制の種類と料金メニューの概要、69ページには、平成20年改定における需要想定とその後の需要実績の推移を参考までに記載しておりますので、ご確認ください。

また、70ページからは、お客さまへのご説明について、スライドをつけさせていただいておりますが、11月7日の当委員会で説明したものでございます。

最後の74ページに、実際のお客さまへの説明状況をまとめてございます。今後も引き続き丁寧な説明に努めてまいります。

以上で、費用の配賦及びレートメークについて、ご説明を終わらせていただきます。早口ですみませんでした。

○安念委員長

盛りだくさんな内容を手際よくご説明いただきまして、ありがとうございました。

4. 自由討議

○安念委員長

それでは、今の点についてご発言のある方はどうぞ。

どうぞ、山内先生。

○山内委員

意見が1点と質問が1点ですけれども、意見は、資料5の事務局側の提出資料で、先ほどの23ページがいいのかな。要するに事業報酬率をどう決めるかという話なんですけれども、前の会でいろいろ議論があって、期間の問題とか、それから震災直後の扱いについて議論したわけなんですけれども、24ページのアナリストの方々のご意見を伺う限り、長いほうがいいけれども、震災とかやはり、ここは考慮から外したほうがいいんじゃないかと。計算から外したほうがいいんじゃないかという意見があるように思われます。それから、2年程度あれば十分ではないかというご意見もありました。私も大体こういう意見を持っていまして、今回2年で計算していらっしゃるんですけれども、この辺が妥当ではないかというような感じを持っております。

以前にも議論しました、申請とかそういったことをなるべく早くすることが基本だと思

いますけれども、こういう形であれば、その問題もクリアできるのではないかと思います。

それから、ご質問は、中部電力さん提出資料の6-1、これ、前にレートベースからの余剰金の控除の話は私も聞かせていただいて、聞きました。基本的に今回の申請で、利益剰余金の中の一部をレートベースから控除するということは、料金水準に対して低減する働きを持つわけだから、それはそれでよいことではあるけれども、理論的整合性をということでお話を申し上げた。それで、この資料の参考の48ページ、49ページのところにあるんですけれども、重ねて言いますが、これは控除すること、それでよいと思うんだけど、ただこの48ページの説明のところが、ちょっといまいよくわからないので、ご説明いただきたいんです。

まずは前回の改定の際に、自由化以前に、要するに規制の時代に積み立てたのは、それは控除しました。だけれども、自由化以降のものについては、それは競争の中で効率化を図ったという意味では、利用者還元という面もあるけれども、事業効率の財務体質の改善等でメリットもあるのだから、それについては控除しなかったというふうに、2つ目のポツで書いてあるので、その下のポツでは、だけれども、今回は自由化後に生じたものも、料金水準を低くするために、お客様になるべく低くするために、これは控除しますというふうに書いてあるように思います。それはそれでよろしいんですけれども、じゃ、何で前回のときはそういうことがなかったのかということになるわけなんですけれどもね。その辺は、ということについて、もう一言ご説明していただいたほうがいいのかというふうに思います。

以上でございます。

○安念委員長

先生も、整合的な説明ができないなら、ここはレートベースに乗せろとおっしゃるわけではなんでしょう。整合的にどうなんですかね。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

明らかに整合性はとれていませんけれども、前回は2つ目にあるように、自由化以降、財務体質改善に持ってきたものは、やはり投資家、株主さまと共有したいということで、いろんなリスクが増えていく中で、リスクマネジメントとして持っていたいという意味だけではなくて、多分そういった意味では、お客さまだけでないというところから除いたということですね。答えになっていなければ申し訳ございません。

○安念委員長

至って政策的なものだから、完全にロジカルにコンシステントに説明しろと言われても、なかなか苦しいところがありますよね。とりあえずよろしいですか。

ほか、いかがですか。どうぞ、青山さん。

○青山日本商工会議所産業政策第二部副部長

資料5であれば72ページ以降にある3段階料金についてです。たくさん買ったほうが割安に買えるということではなくて、ナショナルミニマムという考え方で設定されていると。これは同意しますので、コメントです。家庭という消費者を考えれば、割高な3段階目の料金は概ね生活必需的ではない需要に対応しているということでしょう。けれども、規制料金の事業者も数多くいるわけでありまして、それらの事業者は比較的小規模な小売業、比較的小規模な飲食業、比較的小規模なその他サービス業ということでありまして、そこでは例えば相対的に低い賃金で働いている労働者がたくさんいるということが、もう一つの側面として言えるということでありまして、そういった側面もあるということをご発言させていただきたいと思います。

以上です。

○安念委員長

何かお答え、お求めになりますか。いいですか、青山さん。今、ご発言。

○青山日本商工会議所産業政策第二部副部長

ナショナルミニマムという考え方自体には同意しますし、それを変えるべきということはありません。ただ、別にお金持ちということではなくて、弱い立場で割高な3段階目の料金を払っている需要家も数多くあるということを皆さんにご認識いただきたいということです。

○安念委員長

それはそのとおりですよ。

梶川さん、どうぞ。

○梶川委員

先ほどの山内先生のこの剰余金の控除のお話に戻ってよろしいでしょうか。

○安念委員長

もちろん、どうぞ。

○梶川委員

私はこれ、聞いていただいて、本当にありがたい話だということが前提なのでございますけれども、49ページの繰延税金資産の理屈づけでいらっしゃるんですけども、この場にちょっと参加させていただいたものですから、一言。設備投資等に充当されるものでなく、支払い利息の低減効果がないというご説明は、ほかの資産も皆同じ話になってしまっていて、できれば将来収益の動向に依拠するとか、少し何かそういうことも考えられたほうがよろしいのではないかなと。

○安念委員長

仕方としてですか。

○梶川委員

説明の仕方でございます。

○安念委員長

効果を言っているのではなくて、先々ふわふわしていてよくわからないという、はっきり言っちゃえと。

○梶川委員

この場に委員として参加させていただいて、ちょっとこの説明のままですと、何かおっしゃられるとちょっと、結論的にはこの分は除いてほかを控除していただくというのは、とても消費者のためには結構なことだということで、それには何の異存もございませんので。

○安念委員長

これは考え方の問題だから、中部さんの中で、今のまま貫かれてもいいし、それから、繰延税金資産というものを、いつライトオフされるかわからないんだから、それを加えるのはおかしいでしょうという理屈なら理屈でもいいしで、内部的にご検討いただいたらよろしいんじゃないでしょうか。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

承知しました。

○安念委員長

ご検討いただきましょう。ありがとうございます。

じゃ、松村先生。

○松村委員

さっきのレートベースの件は、私の理解は、本来レートベースにずっと入れていなかった。それから今回も入れていない。この取り崩す理由、額に関して、いろんな種類の積立金があるのに、お金に色はついていないのに、何故これを全額取り崩すのかとか、取り崩し額がそもそも適正だったのかというような議論を、もし今回のような対応をしなかったとすれば、この場でしなければいけなかったかもしれない。しかし今回のような対応をしてくださったので、どの道料金は変わらないから、そこについてこの場では議論をする必要がなくなった。その点について疑念を招かないように、取り崩し方が料金を上げるために恣意的に行ったのではないかという疑念を招かないために、李下に冠を正さずではないけれども、自主的にカットしたということだと思います。したがって、私はそんなに変なことをしているとは思いません。

それから、次に、設備投資計画に関する流通設備の所、スライドでいうと資料6－1の17の所に関してです。平成19年に張り替え方針の立案とありますが、この張り替え方針というのは具体

的にどんなものなのかを教えていただけないでしょうか。これから検査していったって、検査に応じて張り替えるという、検査方針を立てたのか、あるいは、具体的に確定はしていないとしても張り替えは大体こんなスケジュールになるというような形で、投資額のようなものを立案したのかを教えていただけないでしょうか。もちろん、投資額は平成19年の段階ですから、確定したものでないのは明らかなのですけれども、その時点で検査方針を出したということなのか、大体こういう感じで建て替えていく目算ですというのを立てたのかを教えてください。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

平成19年は、張替方針の立案の中でも、特に特殊地区の選定をしたというのが一番大きな要素で、その後、一般地区でもサンプリング調査をしていったって、張力が落ちているものが徐々に出てまいりましたので、それを計画に計上しているということで、19年は基本的にはまず特別地区を決めて、特殊地区を決めて、その中でまたサンプリングを始め出した。それから、それ以外のところも対応していくという方針を決めて、結果的に20年超えとか45年超えとかという対象を絞って、それをサンプリングした結果を徐々に計画計上していきたいということで、19年時点では個別の積み上げ計画というのはまだございませんでした。

○松村委員

ありがとうございました。もし個別の積み上げ計画があれば、その計画と実績の乖離を見れば、本来24年、25年にやるべきものを繰り延べたかどうかとかが見やすいかなと思ったのですが、ちょっと残念です。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

ごめんなさい。今、19年で、その後調査で、22年ぐらいに長期的な展開を図っております。

○安念委員長

では一定の資料はあると。

○松村委員

もしそれを示していただければ、おかしいことをしていないということが誰の目にも明らかになる。同じ額でなくて当然ですけれども、乖離がでこぼこしていないというのがわかるので。

○安念委員長

じゃ、個別審査の席でも拝見できるものは拝見しましょう。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

承知しました。

○松村委員

それから、ちょっと極端に細かいことで申し訳ないのですが、いつもこだわっている前役員な

どの報酬は、今回料金に入っていないということを第1回に明確に言っていただいたので、入っていないと思いますが、前会長、前社長などにスペース提供していないかどうか。入っていないと明言されたので、当然入っていないと思いますが、もしスペースが提供されているとすれば、スペースの帰属家賃をそもそも料金原価から引いているというのが、一番わかりやすいやり方ですし、仮にそういうことをしていないとすれば、その面積に対応する分だけ、もし本社の自社ビルを使っているのだとすれば、レートベースから控除されているはず。したがって、今回レートベースが出てきたので、そういう調整どうなっているかを教えてください。スペース提供しておりませんというのが一番簡単な回答。スペース提供していますが、自社の資産の中では提供しておりませんというのが2番目に簡単な回答。もしいずれでもなければ、どういう調整をしているのかを教えてくださいませんか。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

相談役、顧問の部屋代は入っておりません。たまたま私どもの本店、中電ビルは借りているものですから、借りている費用を計上しているだけなので、結果的にレートベースにも入っていないということでございます。

○松村委員

わかりました。わかりやすい2番目の回答だったと理解しました。

○安念委員長

そういうことになりますね。

辰巳委員、どうぞ。

○辰巳委員

ありがとうございます。経産の資料5の72ページのレートマーク②と書いてある、3段階料金の件なんですけれども、今回1.11という2、3段階の格差をですね。その下に、参考としてということで、今までの各社の数値が書かれているんですよ。それと比較すると、やや格差が少ないかなという気がするんですね。それでいいのかなというのが気になるもので、これででなければいけないというご説明を伺えればというか、やっぱりもう少し上、3段階目を引き上げて、逆に1段階目を安くするのかなということもあり得るのかもしれませんが、そのあたりの、他社の数値が既に今までわかっているわけなのに、あえてここで1.11とお出しになった、そこら辺のご説明を伺いたいというのが一つ。

それから、全然違う話ですみません。資料6-1のところに関係するのだと思うんですけれども、日本原燃さんへの分担金という格好でお金を支払っているのですが、そういう費用の件で、最近新聞等で、日本原燃のお金の使い方に、要するに競争をちゃんとしているというふうに思え

ないというふうな記事があったりしたんですけれども、そのあたりは……

○安念委員長

日本原燃の話。原燃。

○辰巳委員

原燃。と思います、多分。そうだったと思いますけれども、そのあたりの監査というか、そういう、要するに適切に効率化が、各電力会社さんをお願いしているような効率化が図られているかどうかというのを、どこで監視してくださっているのかというのをお聞きしたいなというふうに思ったんです。

以上です。

○安念委員長

2点、よろしいですか。何かレスポンスがとおりになれば。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

まず、3段階料金の格差についてですけれども、私ども元々格差が小さいほうだったので、今回値上げ率がやはり小さいものですから、平均の半分を第1段階のほうを抑えていると。その分を第3段階側につけているという手法でございますので、これ以上やっぱり格差はなかなかつけるのは難しく、こんなところが適切かなと思って判断した結果であります。3段階自体は、他社さんと比べてもそうなんですけれども、やっぱり私どもからすると、平成元年とかの辺に戻って、一番需要が伸びていて省エネを進めたころの水準には戻っているかなという判断はしております。

それから、日本原燃さんのほうの効率化につきましては、事業自体がなかなかまだスタートできない中でありまして、いろいろと私ども債務保証、資金提供もしておりますので、これは電事連大でありますけれども、原燃の経営課題、タスクフォースというところでしっかり内容は精査させていただいているつもりであります。

よろしゅうございますか。

○安念委員長

よろしいですか。

楓さん、どうぞ。

○楓愛知県消費者団体連絡会代表幹事

レートメイクについて、質問というよりお願いなんですけれども、例えば高齢者の方、とりわけひとり暮らしのお年寄りの方たちについて、これの説明方法というのは非常に難しいと思うんですね。74ページのところに、検針のチラシだとか、検針票の裏面だとかというような、こういうようなことが書いてあるわけなんですけれども、果たしてこれだけで高齢者の方たちが本当に理解

できるのかどうか。特に夏場の暑いときなんかは、最近ですと部屋の中でも熱中症だとかいろいろな問題が出ている中で、特にそれは電力料金が非常に高い時間帯に相当するわけで、そういうこともひっくるめて、わかりやすい説明をぜひお願いしたいというふうに思います。

○安念委員長

何かご説明いただくことはございますか。

○説明補助者（中部電力株式会社）

ご説明している74ページの繰り返しにはなってしまいますけれども、検針票であるとか、それから検針のチラシ配布であったり、あるいは請求書のところに専用ダイヤルを書いて、専用ということで設けておりますので、そちらのほうでご案内できるようにというように、今、私どもでできる範囲のところの周知はさせていただいているというふうに思っております。専用ダイヤルのほうで今のご契約の内容だとか、あるいは何が最適になってくるのかとか、先ほどのピークシフト電灯というのは選択制でございますので、必ずしも昼間が一番高い料金が全て適用されるわけでもありません。フラットの料金もございますので、そういったコンサルは営業所へおかけいただく。あるいは専用ダイヤルのほうへおかけいただく。こういったことである程度はご説明をできる限りやってまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○楓愛知県消費者団体連絡会代表幹事

いろいろ料金制度があるということはわかるんですよね。けれども、本当に高齢者の方にこのフラットな料金制度が一番ベターなのか。その辺のところを理解していただくというのは非常に難しいと思うんですよ。だから、その辺のところをわかりやすいチラシとか。

それから、電話でとおっしゃるけれども、なかなか高齢者の方、電話での対応というのは非常に難しいんじゃないかなというふうに思うんですけれどもね。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

全てカバーできているとは思えないんですけれども、今の74ページにある、実は自治体さんの構成員の方なんかには何とかできませんかとお願いはして、自治体さんが全部受けてもらえるとは限らないんですけれども、やはり今おっしゃられたように、お一人の老人のお宅とか、逆にホームページとかチラシを見ても、なかなか次の行動に移せない方々についてどうしていくかというのは、私ども1つ課題としては持っております。今のところ、申し訳ないんですけれども、投げて返ってくるのを待っているんですけれども、そういったところとご相談させていただきながら、ただ全て（説明に）行けるかどうかはちょっとわかりませんけれども、そんなお願いをさせていただいているのも事実でございます。

○安念委員長

じゃ、一段の工夫をしていただきましょう。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

はい。一段のまた工夫していきます。ありがとうございます。

○安念委員長

ありがとうございます。

では、僕のいつもながらの不手際でまた、大分延びてしまって申しわけありません。

今日はこれぐらいにしておきますか。

○片山消費者庁消費生活情報課長

ちょっと情報共有ということで、消費者庁のほうで、12月11日に名古屋で意見交換させていただきまして、消費者庁の目標はチェックポイント作成ということなんですけれども、12人の方から、楓さんを含め、ご意見がいろいろ出まして、多かったのはやはり説明の話ですね。情報公開。先ほども楓さんのほうからありましたけれども、例えば過去に配られた電気料金値上げ説明のリーフレットには、浜岡原発の全機停止による火力燃料費の影響額は3,000億円／年程度と説明されたが、この詳細を説明すべきとか、また徹底した効率化とあるが、その成果である経費節減の金額が記載されていない、説明不足であるとか、そういったような説明不足だという意見が結構あったとともに、ちょっとほかと特徴的なのは、ほぼ全員が原発について言及された。なぜ再稼働を認めていないのに料金を算定するのかとか、維持費の話とか、あとは稼働させるのは値上げする必要はないのではないかと、いろいろそういったような意見がありまして、いずれにしろ、本日を目途にうちのホームページで公開しますので、後で見ただければというふうに思います。

簡単ではございますが、以上です。

○安念委員長

ありがとうございました。今度我々も公聴会をやりますので、多分似たようなご意見、お叱り、ご提案あるだろうと思います。どうもありがとうございました。大変ありがとうございます。

それじゃ、今日はこれぐらいにさせていただいて、β値の件は今日は別に決める必要はございませんが、先ほど山内先生のご指摘で、大きなご異論がないのであれば、2年というのを軸にして調整していきたいと思います。ただ、それは別に今日決める必要はないと思いますので、今後、非常に重要な問題ですので、もうちょっと時間をかけて議論させていただきたいと思います。

それでは、事務局のほうから。

○片岡電力市場整備課長

次回の日程につきましては、調整の上でまたホームページ等でご連絡いたします。また、先ほどありました公聴会ですけれども、26日に名古屋で開催いたします。去る11日に申し込みの締め切りを行いますけれども、陳述人が20名、傍聴人は107名の方にいただいております。26日の1日の開催といたします。

なお、インターネットを通じました国民の声への意見の提出状況ですけれども、12月23日の時点で意見は54件となっております。締め切りは公聴会開催日の26日までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

5. 閉会

○安念委員長

ありがとうございました。

それでは、これをもちまして第10回の会議を閉会いたします。本日は時間が延びてしまいました、申しわけございませんでした。ありがとうございました。

——了——